

令和8年度石川県会計年度任用職員
美術館広坂別館・短時間非常勤職員（事務職）の募集案内

石川県立美術館

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員	石川県立美術館 広坂別館 (金沢市出羽町1-1)	美術館広坂別館及び隣接する石川県文化財保存修復工房における施設見学者へのガイダンス業務及び貸室の受付業務など	1名

※上記以外の県の会計年度任用職員の募集については、県のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。別の募集との併願は可能です。

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務時間	週29時間勤務 週の勤務日数が4日で、1日の勤務時間が7時間15分 (9時00分から17時15分まで(休憩時間は12時から13時まで))
休日等	週休3日制(シフト制、土曜日、日曜日、祝日は交替で勤務)、年末年始(12月29日から1月3日まで)
報酬等	報酬日額 8,750円 ※その他、期末手当(R8年度6月期:0.37875月、R8年度12月期:1.2625月)、 勤勉手当(R8年度6月期:0.31875月、R8年度12月期:1.0625月)地域手当3%相当額、通勤手当相当額が支給されます。 ※報酬日額や期末手当等は条例改正等により変更される場合あり
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	地方公務員共済組合、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
職務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 (例) 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと(地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参、郵送又はメールに添付の上お送りください。

(宛先)

〒920-0963

石川県金沢市出羽町2番1号

石川県立美術館総務課 会計年度任用職員募集担当

Mail:ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

※持参又は郵送の場合は封筒の表に、メールの場合は件名に「石川県会計年度任用職員希望(広坂別館)」と明記してください。

5 応募期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月3日(火)まで(郵送の場合、締切日必着)

※美術館総務課窓口での受付時間は、9時から17時までとなります。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

令和8年3月上旬～中旬

面接時間及び会場は電話に応募者にご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後約1週間以内にご連絡をします。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

石川県立美術館総務課

〒920-0963 石川県金沢市出羽町2-1

TEL 076-231-7580

FAX 076-224-9550

Mail ishibi@pref.ishikawa.lg.jp